

平成15年 7月 8日

全国グリーンファンド連絡会 御中

東北電力株式会社

『太陽光発電設置個人世帯に対する「同意書」徵収に対する質問状』へのお答えについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成15年5月12日付貴状をもってご質問のありました件につきまして、お答え申し上げます。

弊社はこれまで、住宅用太陽光発電設備からの電気を、余剰電力購入制度により、弊社がお客さまに販売している電気料金の電力量料金単価で購入させて頂いておりましたが、この単価は、太陽光発電の普及促進を目的とした最大限の優遇価格であると考えております。

一方、本年4月に本格施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下、RPS法)では、新エネルギー等発電設備からの電気を、「電気」と「新エネルギー等電気相当量」とに分けて評価、取引することを可能としておりますが、この仕組みは、市場メカニズムの活用によりコスト削減努力を促し、また、地域間の負担の公平性を担保する点から優れた仕組みであると評価されております。

今後、RPS法の下での取引が行われますが、太陽光発電などの自然エネルギーは、自然条件等によって出力が変動するため必要な時に必要な発電量を期待できず、火力や原子力発電等の主要な電源の代替となるものではないことから、弊社がRPS法における「電気」のみを購入させていただく場合には、削減できる火力発電の発電燃料相当の価格とさせていただいております。

しかしながら、弊社は、住宅用太陽光発電につきましては、他の新エネルギー等発電設備と比べて、依然として発電コストが高いため、普及促進への協力の観点から、「電気」と「新エネルギー等電気相当量」とを一体とした、従来の余剰電力購入制度を当面据え置くことといたしました。なお、契約期間は、従来と同じく1年間としており、また、お互いに異議が無ければ更に1年間自動的に延長されるものとしております。

従いまして、太陽光発電設備を設置されているお客さまは、新制度に基づく「電気」と「新エネルギー等電気相当量」とを分けた取引と、一体取引である従来の余剰電力購入制度とを、任意に選択いただくことが可能であります。

なお、この度の「同意書」につきましては、R P S 法により新たに生じた新エネルギー等発電設備としての認定手続きを、お客様に代わって弊社が一括して実施させていただきたいと考え、代行申請の実施、ならびに余剰電力購入制度の継続を前提に、「新エネルギー等電気相当量」を弊社が利用させていただくことへのご同意を頂戴いたしたく、お願ひしたものであります。

R P S 法の施行に伴い、弊社は、法で定められた義務量を達成すべく努力しながら、今後も新エネルギーの利用に努めてまいる所存ですので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具